

路外駐車場設置のための手引き

目 黒 区

はじめに

この手引き書は駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）で定められている路外駐車場の届出について解説するものです。

最初に言葉の定義ですが、* 1 路外駐車場の「路外」とは、道路上にパーキング・メーターを設置している駐車エリアとは異なり、道路の路面外に設置している駐車場のことを示しています。さらには駐車場法では、* 2 誰でも時間利用ができる公共駐車場のことを言うことを指しています。

このような公共駐車場を作る際に「路外駐車場設置届」は、駐車スペース（月極駐車スペースを除く）の総面積が 500 m²以上で、有料の時間貸を行う場合に必要となる提出書類です。

また、路外駐車場設置後の業務運営の基本となる「路外駐車場管理規程届」は供用開始後 10 日以内に届けることになっていますが、事務の煩雑を解消するため、「路外駐車場設置届」と同時に提出することとしています。

なお、無料の場合には届出の必要はありませんが、駐車場法の構造及び設備の基準に適合する必要があります。

この手引き書では、届出事務の要点についてのみ記載していますが、それらの根拠は、駐車場法、各種法令、省令、基準などの条項によります。

なお、500 m²以上の公共駐車場以外の場合であっても、その規模、形態により、各種法令に基づく届出が必要となる場合がありますので、目黒区都市整備部土木管理課土木監察係までお尋ね下さい。

令和 3 年 4 月 1 日

* 1 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車のための施設であって* 2 一般公共の用に供されるもの。

* 2 誰でも時間利用ができる（＝一般公共のように供されるもの）

一般不特定多数の者が、駐車場管理者が定める管理規程に基づく営業時間内において、自由にこれを使用できる状態にあるもので、恣意的に特定の者の利用を拒むことができないものであると解される。

目 次

設置届出と管理規程届出の事務手続きについて	1
届出に必要な書類一覧	2
路外駐車場届出事務処理フロー	3
路外駐車場設置届出	
様式	4
記入例	7
記入要領	9
管理規程届出	
様式	11
記入例	12
変更届出と休止等の届出	18
変更届出に必要な書類の一覧	19
変更の届出	
様式	20
記入例	22
休止の届出	
様式	24
記入例	25
廃止の届出	
様式	26
記入例	27
再開の届出	
様式	28
記入例	29
管理規程の一部変更届出	
様式	30
記入例	31
路外駐車場設置に関する解説	32
機械式駐車場の設置	35

設置届出と管理規程届出の事務手続きについて

- 1 設置届出書、管理規程届、関係図面その他の付随書類（P.2 「届出に必要な書類一覧」のとおり）を作成し、目黒区都市整備部土木管理課土木監察係へ提出してください。
- 2 警視庁交通部交通規制課係官が提出日から概ね 30 日以内に現地を調査します。
- 3 書類に不備があった場合は、上記期間中に整理してください。
- 4 警視庁の回答があった後、申請者と日時を打合わせのうえ現地駐車場の検査を行います。
- 5 検査の結果に基づき、約 2 週間に検査済みの副本を交付します。

6 担当部署

目黒区都市整備部土木管理課土木監察係

場 所 東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

目黒区総合庁舎 6F

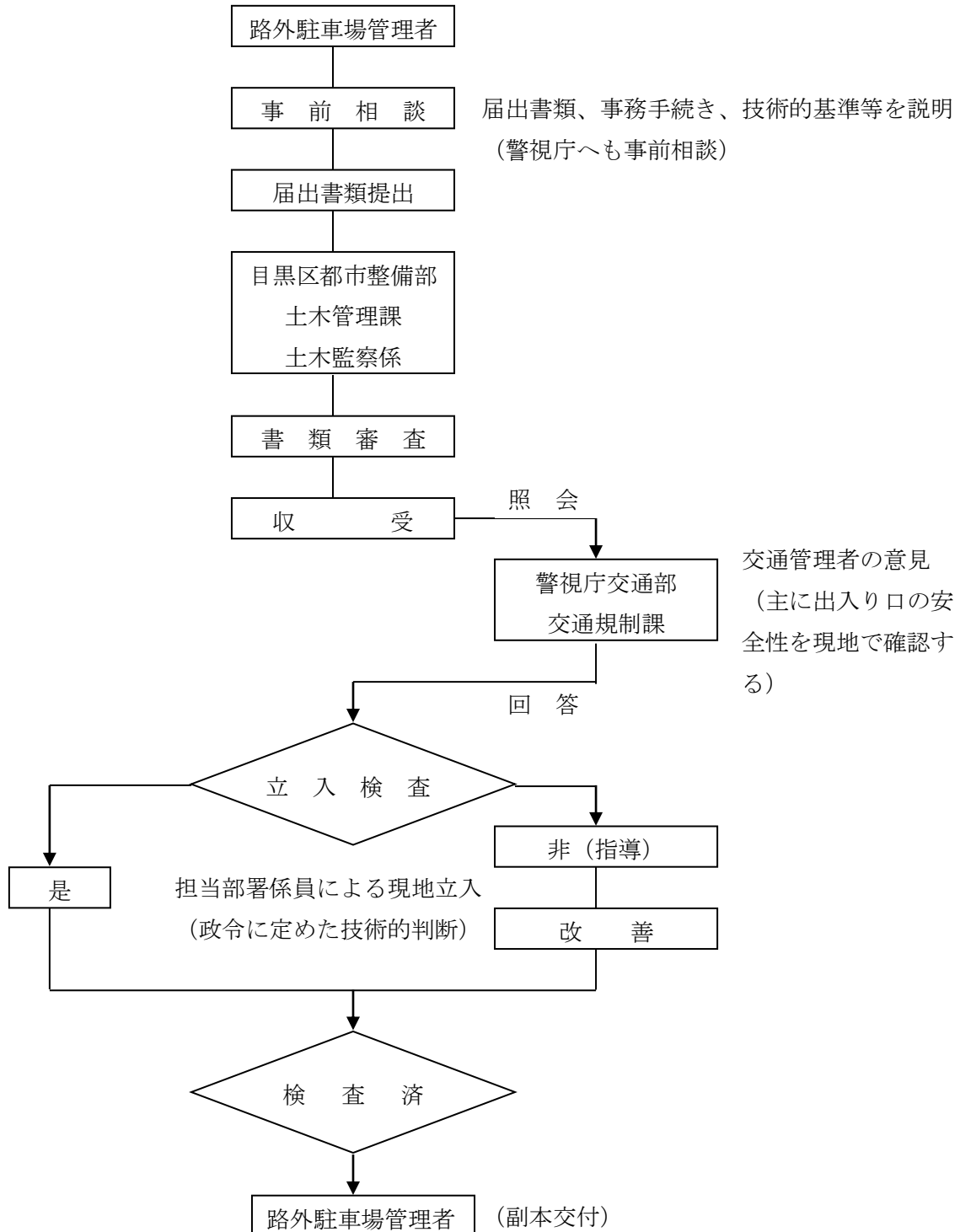
電 話 03-5722-9426（直通）

届出に必要な書類一覧

		必 要 書 類	建築物の 場 合	建築物で ない場合	解説頁
設 置 関 係	1	設置届出書	2	2	P.7
	2	駐車場施設等の概要	3	3	/
	3	地形図(駐車場の位置を表示したもの) 1/10,000 以上	3	3	
	4	平面図(平面式の場合) 1/200 以上	3	3	
		平面図(建築物の場合は各階) 1/200 以上 ① 路外駐車場の区域を標示したもの ② 付近の道路及び駐車場法施行令第7条で定 める部分が記入されたもの ③ 一般公共の用に供される部分及び一般公共 以外の用に供される部分の範囲 ④ 屈曲部、傾斜部の詳細(寸法)が記入され たもの	3	3	
	5	立面図 2面以上 1/200 以上	2	/	
	6	断面図 2面以上 1/200 以上	2	/	
	7	建築確認通知書の写	2	/	
	8	建築検査済証の写	2	/	
	9	機械式駐車場の場合 (ターンテーブルを除く) 大臣認定書の写	2	2	P.35
	10	管理規程届	2	2	P.12
	11	業務(管理)委託契約書写(委託する場合のみ)	1	1	/

- *1 届出書類3部のうち1部は警視庁提出分となります。
- 2 書類はA4の大きさ(平面図等で大版のものは折る)で提出してください。
- 3 折った図面を他の図面と重ねて綴じる場合は、図面の下部を合わせてください。

路外駐車場届出事務処理フロー



路外駐車場設置(変更)届出書

年 月 日

目黒区長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称						
2 駐車場の位置						
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
	四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル				
		四輪車 駐車台数 台				
特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計	平方メートル					
	車路等の面積(B)	平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
				四輪車 駐車台数 台		
			特定自動二輪車 駐車台数 台			
小計	平方メートル					

3 規 模	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
	小計	平方メートル				
	車路等の面積(D)		平方メートル			
	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
四輪車 駐車台数 台						
特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計			平方メートル			
それ以外の部分			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台 台	
	特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6 附帯業務のための施設						
7 従業員概数						
8 供用開始(予定)日		年 月 日				

(注)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

駐 車 施 設 等 の 概 要

建築物	名 称						
	所 在 地						
	用途地域			主要用途			
	構造規模	地 上	階	地 下	階		
	延べ面積			敷地面積			
駐	名 称						
	所 在 地						
	駐 車 階 層 (一般公共部分の内訳)	地上 階、地下 階 (四輪車 階、特定自動二輪車 階)					
		四 輪 車	平面式 (自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²)
			立体式 (自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²)
地下式 (自走			台・	m ² 、機械	台・	m ²)	
特定自動二輪車	平面式 (自走	台・	m ² 、機械	台・	m ²)		
車 場	全収容台数 駐 車 面 積	四 輪 車 台 m ²	一般公共部分 (障害者スペース:内数)	四輪車	(台	m ²)
			特定自動二輪車	特定自動二輪車		台	m ²
			合 計	小 計		m ²	
		月 ぎ め 部 分	四輪車		台	m ²	
			特定自動二輪車		台	m ²	
			小 計		m ²		
	合 計	そ の 他 の 部 分	四輪車		台	m ²	
			特定自動二輪車		台	m ²	
			小 計		m ²		
	設 備	無 線 設 備 (警 察 ・ 消 防 ・ 携 帯 ・ そ の 他) 防 犯 カ メ ラ 等 (有 ・ 無)					
	四輪車の区分	1 一般届出駐車場 2 都市計画駐車場 3 附置義務駐車施設 (台 m ²) 4 道路附属物駐車場					
	出 入 口	出入口の幅員 m () () 内は出入口が複数の場合に記入					
前 面 道 路	道 路 名	(国、都、区、市、私) 道					
	幅 員	m		歩・車道の区別	有 ・ 無		
	交 通 規 制	1 一方通行になって (いる ・ い ない)。					
		2 中央分離帯は (ある ・ な い)。					
3 パーキングメーターは (ある ・ な い)。							
そ の 他	横断歩道・曲がり角 (交差点) から駐車場入口までの距離は5m以上 (ある ・ ない)。						
前 面 道 路 の 交 通 量 調 査	調 査 日	年 月 日					
		時 間 帯	四 輪 車	特定自動二輪車	歩 行 者		
	朝	7 ~ 8 時	台	台	人		
		8 ~ 9 時	台	台	人		
	夕 方	17 ~ 18 時	台	台	人		
		18 ~ 19 時	台	台	人		
(注) 1 交通量の多い朝、夕の時間帯の各1時間を調査する。 2 歩行者については、駐車場への出入口に影響のあるもののみで可。							

路外駐車場設置(変更)届出書

平成24年 7月 1日

目黒区長 殿

目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒パーキング株式会社
代表取締役 目黒 太郎

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称		目黒駐車場				
2 駐車場の位置		目黒区上目黒二丁目19番15号				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	11,664.33 平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	18,704.66 平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	7,235.28 平方メートル	
					四輪車 駐車台数 480 台	
					特定自動二輪車 駐車台数 10 台	
				小計	7,235.28 平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
四輪車及び特定自動二輪車併用					平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
	特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	平方メートル					
車路等の面積(B)		11,469.38 平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
				四輪車 駐車台数 台		
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
小計	平方メートル					

設置届出書の記入例

(次ページ記入要領を参照ください)

3 規 模	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
	小計	平方メートル				
	車路等の面積(D)		平方メートル			
	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	7,235.28 平方メートル	
四輪車 駐車台数 480 台						
特定自動二輪車 駐車台数 10 台						
小計		平方メートル				
それ以外の部分		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)			
		四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル			
			四輪車 駐車台 台			
	特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	平方メートル					

4 構 造	イ 建築物である部分	鉄骨、鉄筋、コンクリート造 8階のうち地下2階と3階		
	ロ 建築物でない部分			
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	無	
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号	
			特殊の装置の名称等	
	ロ それ以外の設備	換気装置、警報装置、消火設備		
6	附帯業務のための施設	無		
7	従業員概数	5名		
8	供用開始(予定)日	平成 24年 9月 1日(予定)		

(注)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

設置届出書の記入要領

- ・路外駐車場設置届出書にあつては、表題の（変更）の部分は二本線で消してください。
- ・路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱記してください。
- ・駐車場管理者の氏名又は名称及び所在地を記入してください。

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

駐車場の所在地（住居表示等）を記入してください。

3 規模

イ 駐車場の区域の面積

駐車場の敷地の面積を記入してください。

ロ 駐車場の用に供する部分の面積

駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記入してください。

ロ a(A)及びb(C) 駐車場の用に供する部分の面積

・「一般公共の用に供する部分」の欄には、時間貸し駐車スペース部分の面積、台数を記入してください。

・「それ以外の部分」の欄には、月極契約等時間貸し駐車スペース以外の部分の面積台数を記入してください。

ロ a(B)及びb(D) 車路等の面積

・車路、料金徴収所等駐車場の用に供する面積のうち、駐車スペース以外の部分の合計面積を記入してください。

4 構造

イ 建築物である部分

例)・鉄骨鉄筋コンクリート造（地下1～3階）

・鉄骨タワー式

ロ 建築物でない部分

例)・透水性アスファルト舗装

・砂利敷舗装

5 設備

イ a 特殊装置の有無

特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載してください。

b 認定番号・特殊の装置の名称等

用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通省大臣の認定の番号及び、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載してください。

ロ それ以外の設備

特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載してください。

6 附帯業務のための施設（駐車場内で行う有料業務）

例）洗車場、燃料販売、自動車修理、売店、スナック

7 従業員概数

駐車場の管理に従事する人数（事務、附帯業務を含む）

8 供用開始（予定）日

営業を開始しようとする日

注）該当しない欄には記入しないで下さい。

管理規程届の様式

年 月 日

目 黒 区 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届

このことについて、
駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法
第 13 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

管理規程届の記入例

平成24年 7月 1日

目 黒 区 長 殿

目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
目黒パーキング株式会社
代表取締役 目 黒 太 郎

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届

このことについて、目黒 駐車場の管理規程を別紙のとおり定めたので、駐車場法
第 13 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

駐車場管理規程例

1 名称

***駐車場

所在地 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

(2) 名称 ***駐車場株式会社

(3) 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 〇〇〇〇

第1章 総則 (第1条—第6条)

第2章 利用 (第7条—第13条)

第3章 駐車料金及び算定等 (第14条—第17条)

第4章 引取りのない車両の措置 (第18条—第21条)

第5章 保管責任及び損害賠償 (第22条—第26条)

第6章 雑則 (第27条)

第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場 (以下「駐車場」という。) の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者 (以下「利用者」という。) は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用 (定期駐車券による利用を除く。) は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者 (以下「管理者」という。) の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避 (以下「営業休止等」という。) を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両 (自動二輪車を含む。以下同じ。) は、積載物又は取付物を含めて長さ〇.〇m、幅〇.〇m、高さ〇.〇m及び重量〇tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位

置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

（1）徐行すること。

（2）追い越しをしないこと。

（3）出庫する車両の通行を優先すること。

（4）警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

（5）標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

（1）所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。

（2）紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。

（3）他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

（4）運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。

（5）場内において宿泊しないこと。

（6）車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。

（7）場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。

（8）駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。

（9）場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。

（10）その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

（入庫拒否）

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退居させることができる。

（1）駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり、汚すおそれがあるとき。

（2）引火物、爆発物その他の危険物を積載したり、取り付けているとき。

（3）著しい騒音や臭気を発するとき。

（4）非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。

（5）その他駐車場の管理上支障があるとき。

（出庫拒否）

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

（1）利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

（2）利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額(上限額)
普通時間 午前〇時から午後〇時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる)につき 金〇〇〇円
夜間時間 午後〇時から翌日の午前〇時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる)につき 金〇〇〇円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)

は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車場料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種類	有効時間	通用期間	料金(上限額)
全日定期駐車券	午前〇時から午後〇時まで	1ヶ月	円
昼間定期駐車券	午前〇時から午後〇時まで		円
夜間定期駐車券	午後〇時から翌日午前〇時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。

また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。

⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

(1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

(2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者

に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両を入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業停止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

（この規程に定めない事項）

第27条 この規定に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

変更届出と休止等の届出

1 変更届出とその内容

- (A) 駐車場法に基づく変更届に必要な書類一覧表を参照してください。
- (B) 設置変更の場合に変更内容が規模、構造、設備の時には現地検査を行います。また、出入口変更の場合は、設置届出事務手続きと同様になります。その他の変更及び管理規定の変更は書類審査のみとなります。

2 休止の届出（法第 14 条）

休止（全部、一部）、再開、廃止した場合は、10 日以内に届け出てください。

変更届出に必要な書類一覧

変更の内容	路外駐車場 設置変更届	管理規程 一部変更届	添付書類等
管理者の変更（名称変更を含む） *代表者のみの変更については不要	○	○	
管理者の住所などの変更	－	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
駐車場の位置の変更 （町名地番変更によるもの）	○	△	管理規程に所在を掲載している場合は、管理規程の一部変更届も必要
規模 } の変更 構造 } 設備 }	○	－	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	○	○	
従業員の数の変更	○	－	
駐車料金の変更 *駐車料金が上限額以下の範囲に変更する場合は、不要	－	○	理由書及び指示されたもの
供用時間 } の変更 供用契約 } 省令で定められた事項 }	－	○	

- 注) 1 設置変更届は法 12 条、管理規程一部変更届出は法 13 条の規定に基づきます。
 2 必要書類は添付書類を含め 2 通（出入口変更の場合は 3 通）提出してください。
 3 設置変更届は所定の用紙を、管理規程一部変更届には所定の様式を用いてください。

変更届出書の様式

別記様式(第1条関係)

路外駐車場設置(変更)届出書

年 月 日

目黒区長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称						
2 駐車場の位置						
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	平方メートル 駐車台数 台
					特定自動二輪車	平方メートル 駐車台数 台
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車
特定自動二輪車						平方メートル 駐車台数 台
小計					平方メートル	
車路等の面積(B)	平方メートル					
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	平方メートル 駐車台数 台	
				特定自動二輪車	平方メートル 駐車台数 台	
			小計	平方メートル		

3 規 模	b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
	小計	平方メートル				
		車路等の面積(D)	平方メートル			
	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に供する部分	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
四輪車 駐車台数 台						
特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計		平方メートル				
それ以外の部分		それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル		
				四輪車 駐車台 台		
	特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無				
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始(予定)日		年 月 日			

(注)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

変更届出書の記入例

別記様式(第1条関係)

路外駐車場設置(変更)届出書

平成 24年 6月 8日

目黒区長 殿

目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒パーキング株式会社
代表取締役 目黒 太郎

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐車場の名称	目黒駐車場 目黒第一駐車場				
2	駐車場の位置	目黒区上目黒二丁目19番15号				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積			2,800.00 平方メートル	1,400.00 平方メートル	
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)			9,479.00 平方メートル	1,400.00 平方メートル	
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	3,106.50 平方メートル (駐車台数 247台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	平方メートル 駐車台数 台
					特定自動二輪車	平方メートル 駐車台数 台
				小計	3,106.50 平方メートル	
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	平方メートル 駐車台数 台
特定自動二輪車					平方メートル 駐車台数 台	
小計				平方メートル		
車路等の面積(B)	4,754.50 平方メートル					
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	612.50 平方メートル 0.00 平方メートル (駐車台数 49台) (駐車台数 0台)		
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	762.50 平方メートル 駐車台数 49台	
				特定自動二輪車	平方メートル 駐車台数 40台	
			小計	612.50 平方メートル 762.50 平方メートル		

3 規 模			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
	小計	平方メートル				
		車路等の面積(D)			787.50 平方メートル 855.50 平方メートル	
	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分	それ以外の部分	四輪車専用	612.50 平方メートル 3,106.50 平方メートル (駐車台数 49 台) (駐車台数 247 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	762.50 平方メートル
四輪車 駐車台数 49 台						
特定自動二輪車 駐車台数 40 台						
小計		612.50 平方メートル 3,869.00 平方メートル				
			それ以外の部分	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル
						四輪車 駐車台 台
	特定自動二輪車 駐車台数 台					
小計	平方メートル					
4 構 造	イ 建築物である部分		鉄骨造 (地上6階)			
	ロ 建築物でない部分		アスファルト舗装			
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特殊の装置の有無	なし			
		b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による認定の概要	認定の番号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備		警報装置			
6	附帯業務のための施設		なし			
7	従業員概数		1名 5名			
8	供用開始(予定)日		平成22年7月1日 平成24年7月1日(予定)			

(注)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

目 黒 区 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 休 止 届

このことについて、下記のとおり休止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称

2 駐 車 場 の 位 置

3 休 止 の 理 由

4 休 止 期 間 自 年 月 日

至 年 月 日 日間

5 休 止 台 数 全 部 一 部 台

6 休 止 する 部分 の 面積 平方メートル

注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)

2 一部休止の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

平成 24 年 8 月 1 日

目 黒 区 長 殿

目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
目黒パーキング株式会社
代表取締役 目 黒 太 郎

路 外 駐 車 場 休 止 届

このことについて、下記のとおり休止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 駐 車 場 の 名 称 | 目黒駐車場 |
| 2 駐 車 場 の 位 置 | 目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号 |
| 3 休 止 の 理 由 | 駐車場内の設備改修工事のため |
| 4 休 止 期 間 | 自 平成 24 年 8 月 1 日
至 平成 24 年 8 月 31 日 31 日間 |
| 5 休 止 台 数 | 全 部 一部 10 台 |
| 6 休止する部分の面積 | 125 平方メートル |

- 注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)
2 一部休止の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

目 黒 区 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 廃 止 届

このことについて、下記のとおり廃止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐 車 場 の 名 称
- 2 駐 車 場 の 位 置
- 3 廃 止 理 由
- 4 廃 止 年 月 日

注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)

平成 24 年 11 月 10 日

目 黒 区 長 殿

目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
目黒パーキング株式会社
代表取締役 目 黒 太 郎

路 外 駐 車 場 廃 止 届

このことについて、下記のとおり廃止したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐 車 場 の 名 称 目黒駐車場
- 2 駐 車 場 の 位 置 目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
- 3 廃 止 理 由 当該地開発工事のため
- 4 廃 止 年 月 日 平成 24 年 11 月 10 日

注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)

目 黒 区 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 再 開 届

このことについて、下記のとおり再開したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐 車 場 の 名 称
- 2 駐 車 場 の 位 置
- 3 再 開 年 月 日
- 4 再 開 台 数 全 部 一 部 台
- 5 再開する部分の面積 平方メートル

- 注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)
2 一部再開の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

平成 24 年 11 月 10 日

目 黒 区 長 殿

目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
目黒パーキング株式会社
代表取締役 目 黒 太 郎

路 外 駐 車 場 再 開 届

このことについて、下記のとおり再開したので駐車場法第 14 条の規定に基づき届け出ます。

記

- | | | | |
|---------------|---------------------|-----|------------|
| 1 駐 車 場 の 名 称 | 目黒駐車場 | | |
| 2 駐 車 場 の 位 置 | 目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号 | | |
| 3 再 開 年 月 日 | 平成 24 年 11 月 10 日 | | |
| 4 再 開 台 数 | 全 部 | 一 部 | 10 台 |
| 5 再開する部分の面積 | | | 125 平方メートル |

注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)

2 一部再開の場合は、休止部分の平面図を添付してください。

年 月 日

目 黒 区 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場管理規程一部変更届

このことについて、駐車場の管理規程中、 の項を 年 月 日から（下記または別紙）のとおり変更したので、駐車場法第 13 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐 車 場 の 名 称
- 2 駐 車 場 の 位 置
- 3 変 更 事 項

旧（黒字で書くこと）

新（赤字で書くこと）

- 注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)
2 複数枚になる場合は割印を押してください。

平成 24 年 11 月 10 日

目 黒 区 長 殿

目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
目黒パーキング株式会社
代表取締役 目 黒 太 郎

路外駐車場管理規程一部変更届

このことについて、駐車場の管理規程中、○○○○○の項を平成 24 年 11 月 10 日から (下記または別紙) のとおり変更したので、駐車場法第 13 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐 車 場 の 名 称 目黒駐車場
- 2 駐 車 場 の 位 置 目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号
- 3 変 更 事 項

旧 (黒字で書くこと) 午前 9 時から午後 10 時まで

新 (赤字で書くこと) 午前 9 時から午後 11 時まで

- 注) 1 正副二通を提出してください。(A4 横書)
2 複数枚になる場合は割印を押してください。

路外駐車場設置に関する解説

1 駐車場の営業形態

(1) 路外駐車場

駐車場法第2条第2項に規定される一般公共の用に供されるものをいい、不特定の人が利用できる駐車場のことで、主に時間貸駐車場のような管理形態を指す。

(2) 月極のみを取り扱う駐車場

月極契約車という特定車のみを取り扱い、又は特定車のみが利用できるもので、(1)のような時間貸駐車等を一切取り扱わないもの。

(3) その他（ガレージ等）

駐車場等の名称は使っているが、駐車場内の一定の区画を駐車のために使用することを認める、土地又は場所の一時使用契約を結んだ一時使用賃借であるもの。一般的には無人長期契約が多い。

2 路外駐車場を設置するためには、次の法令等の規定によらなければならない。

【凡例】

1 法 駐車場法

施行令 駐車場法施行令

施行規則 駐車場法施行規則

省令 国土交通省令

条例 東京都駐車場条例……東京都が設置する路外駐車場、附置義務駐車施設

2 その他法令

道路法

道路交通法

建築基準法 …… 建築物の場合

消防法 …… 建築物の場合

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

東京都建築安全条例 …… 建築物の場合

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 …… 収容台数20 台以上

東京都環境影響評価条例 …… 収容台数1,000 台以上

東京都福祉のまちづくり条例

(1) 構造及び設備の基準（法第11条）

駐車場の用に供する部分の面積が500 m²以上のものは、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(A) 駐車場の用に供する部分とは、駐車スペースのみ。

(B) 駐車スペースと車路とが構造上判然としていないものは、車路の面積も含めて算定する
(建設省通達)

(C) 機械式の場合は、各パレットの面積に台数を乗じた面積。ただし算定しにくいものは、普通乗用車15 m²、小型乗用車12 m²とみなし算定する。(建設省通達)

(2) 駐車場の用に供する部分の面積

駐車場法では特に示されていないが、通達「駐車場設計・施工指針について」に基づき1台当たりの面積を下記の基準とする。

(A) 普通乗用車 幅2.5m以上 奥行6.0m以上 (15 m²以上)

(B) 小型乗用車 〃 2.3m 〃 〃 5.0m以上 (11.5 m²以上)

(C) 軽乗用車 〃 2.0m 〃 〃 3.6m以上 (7.2 m²以上)

(D) その他の自動車 当該車が安全に駐車でき、ドアが円滑に開閉できる余地のある面積

附置義務である駐車場の1台当たりの駐車面積は、東京都駐車場条例第17条の5第1項で幅2.3m以上、奥行き5m以上(11.5 m²)、第2項で台数の十分の三以上は幅2.5m以上、奥行き6.0m以上(15 m²)と規定され、うち1台以上は、障害者のための駐車施設として幅3.5メートル以上、奥行き6メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものとしなければならない。

(3) 設置の届出について (法第12条)

駐車のために供する部分のうち時間貸し駐車部分の面積が500 m²以上の路外駐車場で、料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ規定に基づく内容を届け出なければならない。変更する場合も同様に届け出なければならない。

(4) 届出にあたり特に注意すべき事項

① 自動車の出口及び入口 (施行令第7条)

(A) 出口から前面道路上の通行者の存在を確認できる構造

(B) 一時停止線、一時停止の標板又は標識、一方通行等の場合は指定進行方向指示標板等の設置

(C) 建築物の場合必要により高さ制限の表示

(D) 機械式(メリーゴーランド等)の場合もまた同じ

② 車路 (施行令第8条)

駐車場内における車路上に車の進行方向の標示や標板等の設置をする場合。(特に一方通行の場合) いずれの場合も、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の例に準じて設置すること。

③ 照明装置 (施行令第13条)

施行令第13条の照明装置の項は、広場式駐車場にも準用している。

3 管理規程届について (法第13条)

業務運営の基本となる管理規程を定め、使用開始後10日以内に届け出なければならない。変更する場合も同様に届け出なければならない。

(1) 管理規程は、法の規定に基づき作成しなければならない。具体的内容については「駐車場管理規程例」を参照し、係員の指示のもとに定めること。なお、実務上は路外駐車場設置届と同時に提出することとしている。

(2) 特に留意すべき点は、

(A) 駐車場管理者の責務 (法第15条)

(B) 善管注意義務 (法第16条)

(C) 契約内容について

(D) 駐車料金の額の基準等 (施行令第16条)

(3) 供用時間の明示 (施行令第17条)

法においては、供用時間及び料金の明示義務を定めているが、都においては駐車できない自動車や管理規程中必要な事項を掲示するよう指導している。

例

駐車場内用看板

目黒駐車場
供用時間 0:00~24:00
料 金 30 分まで毎100 円 (定期1ヶ月 40,000 円)
駐車場できない自動車
長さ 5.8m を超えるもの
幅 2.0m 〃
高さ 2.1m 〃
東京メトロパーキング株式会社 (****)****

駐車場管理規程

駐車場管理規程
(抜 粋)
1 駐車位置、場内交通規制等は、標識または、係員の指示に従うこと。
2 場内での走行は、時速8km 以下で徐行すること。
3 自動車に貴重品、その他の物品を留置しないこと及びドア、トランク類は施錠すること。
東京メトロパーキング株式会社 (****)****

駐車場入口看板

※管理規程の抜粋と駐車場券に記載する注意書には、駐車場法第16条にかかる文言にお気をつけ下さい。

機械式駐車場の設置

路外駐車場内に機械式駐車場を設置する場合は、駐車場法施行令第 15 条から、国土交通大臣が定める基準に適合（以下「大臣認定」という。）したものである必要があります。

大臣認定を受けるためには、あらかじめ登録認証機関による安全機能の認証を受け、登録認証機関より発行された認証証明書を添付の上、地方整備局等へ認定申請することで認定されます。（詳細は、「大臣認定の申請手順」参照）

届出の対象となる駐車場に機械式駐車場を設置する場合は、届出と併せて「大臣認定書の写し」と「特殊装置設置計画書」を添付し、目黒区に提出するようお願いいたします。

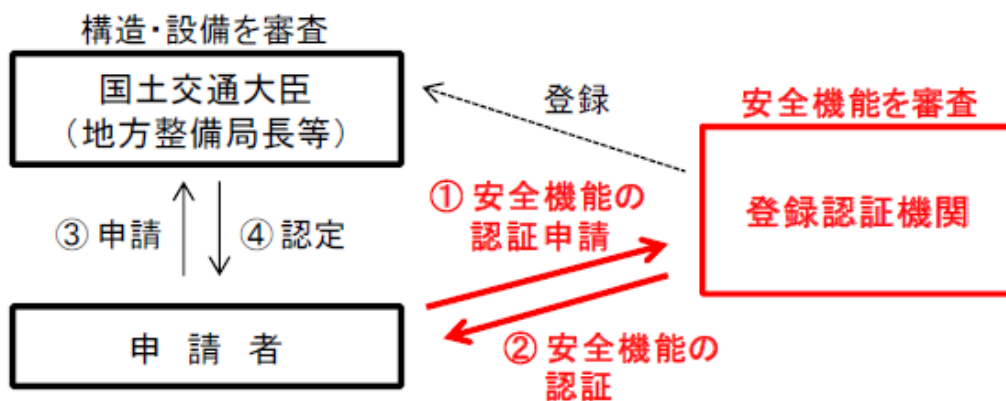
詳細な内容及び様式については、以下の国土交通省ホームページに記載していますので、そちらをご覧ください。

（国土交通省ホームページ「駐車場法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年 1 月 1 日施行）」）

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000068.html

大臣認定の申請手順

- ① 登録認証機関へ安全機能の認証を申請
- ② 登録認証機関において安全機能を認証（認証証明書の発行）
- ③ 地方整備局等へ大臣認定を申請（認証証明書を添付）
- ④ 地方整備局等において大臣認定（認定書の発行）



図：大臣認定の申請フロー

注1)

登録認証機関による安全機能の認証を受けず大臣認定の申請を行う場合は、以下の内容を含む技術文書により、申請装置の規格が安全機能に関する基準の各要求事項に適合することの説明を行うことが求められます。

- ① 装置の詳細図面（安全基準の要求事項への適合を要する部位及び採用した規格が明示されたもの）
- ② 機械類の安全性に関する国際規格（ISO 12100）に基づくリスクアセスメントの検討結果
- ③ 現物試験の実施報告書
- ④ 十分な知見を有する専門家による評価書

注2)

自動車用エレベーターに関しては、安全機能の認証は不要です。

出典：国土交通省ホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001065741.pdf>）